

I 所得税の確定申告

確定申告は、自分の所得の状況を最もよく知る皆さん自身が、1年間に得た所得金額を総決算すると同時に、その確定所得金額を基礎にして計算した税額と、給与・配当などの所得から源泉徴収された税額、予定納税した税金などの総額を比較し、税金の過不足を精算するものです。また、事業を営んでいる人や給与以外に収入を得ている人は、平成29年1月1日から12月31日までに得た所得を計算し、その所得に対する所得税額を自分で計算して申告納付しなければなりません。

確定申告が必要な人

確定申告が必要な人のうち、主なものを紹介します。

- ① 営業、農業、外交員、大工、左官、運送などの事業をしている人
- ② 地代・家賃など不動産収入がある人
- ③ 土地や建物などを売った人
- ④ 給与所得者で、次に挙げる所得がある人
 - ・平成29年中の給与の収入が2千万円を超える人
 - ・一カ所から給与などの支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人
 - ・二カ所以上から給与などの支払

いを受けていて、従たる給与などの所得と、それ以外の所得の合計額が20万円を超える人

- ⑤ 一時所得、雑所得などのある人
- ⑥ 前記の所得にあてはまらないその他の所得がある人
- ⑦ 医療費控除や所得税の寄附金控除等の控除を受ける人、所得税の還付を受ける人、住宅借入金特別控除を初めて受ける人
- ⑧ 公的年金等に係る雑所得がある人

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合は確定申告の必要はありません。

- ⑨ ふるさと納税を行い、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をしていない人や、制度の対象にならない人

II 町県民税の申告

平成30年1月1日現在、養老町に住んでいて、平成29年中に次のような所得があった人が対象となりますが、基本的に何らかの収入を得た人すべてが申告しなければなりません。

申告が必要な人

- ① 営業・農業などの事業所得や不動産、配当などの収入があった

人で、確定申告が必要でない人
② 所得税の対象にならない所得があった人(給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円以下の場合など)

- ③ 前年に中途で退職し、平成30年1月1日現在において就職していない人
- ④ 所得が公的年金等だけであり、社会保険料や生命保険などの控除を受けたい人
- ⑤ 収用などで国や地方公共団体に土地などを譲渡した人
- ⑥ 前年中に所得がなく、どなたの扶養控除対象にもなっていない人

など

申告が省略できる人

- ① 平成29年分の確定申告書を提出する人
- ② 給与所得のみで、年末調整が済んでいる人(数カ所から給与を受けている場合を除く)
- ③ 昨年中に所得がなく、養老町内に住所がある人の扶養になっている人

※国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している人は、所得の有無にかかわらず申告が必要です。

申告しないと

所得税は収入(所得)がないと申告の必要がありませんが、町県民税は、前年中収入の申告に基づき

計算され、国民健康保険税、介護保険料などの算定資料になります。申告しないと、町では「収入がない」ことが把握できませんので申告期限内に申告をお願いします。

申告をしなかった場合、税務証明書(所得証明・課税証明など)の発行はできません。また、国民健康保険税の軽減判定や高額療養費の支給、保育所の入所、児童手当を受けるときなど、さまざまな行政サービスが適切に受けられず、本人にとって不利益になる場合があります。

町県民税の申告書は、昨年に申告をした人へ郵送します。

注意事項

セルフメディケーション税制について(医療費控除の特例)

平成29年分から33年分まで、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例が創設されています。

医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

持ち物チェックリスト

申告の際は、次の持ち物などを準備してください。

□ マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー

(持っていない人は番号確認書類のコピーと身元確認書類などのコピー)

□ 印鑑(スタンプ式は不可)、還付の場合は、預貯金の口座番号が確認できるもの

□ 給与・公的年金の源泉徴収票の原本(コピーは無効)

□ 事業所得や不動産所得がある人は、収入金額や必要経費が分かる帳簿など

□ 各証明書(社会保険料、生命保険料・地震保険料の支払証明書、寄附金の領収書など)

□ 雑所得や一時所得がある人は支払調書や契約書

など

確定申告書の作成は国税庁のホームページをご利用ください!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で収入や保険料など必要事項を入力すると、税額などが自動的に計算され、確定申告書や収支内訳書などが簡単に作成できます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

HP <http://www.nta.go.jp>